

○財務省告示第百三十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年三月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年四月二日

財務大臣 菅 直人

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方 法	発 行 額	払 込 金 額	最 低 額 面 金	振 替 単 位	発 行 日	発 行 価 格
利付国庫債券（十年）（第三百五 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で百十九億二千百九十 五万円	百十九億千九百五十六万五千六 百十円	五十万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十二年三月八日	額面金額百円につき九十九円九 十八銭	

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
出した金額を次の算式により算
する。期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{78}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十二年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
の利息

毎年六月二十日及び十二月二十

後の

日を以て、その日以前六月間に属す

十五

償還

平成三十一年十二月二十日

十六

償還

額面金額百円につき百円

十七

元利

日本銀行

十八

払込

平成二十二年三月八日